

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る窓口ルールについて（案）

## 1 目的

新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れること又はウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起こります。このため、

- ・ 人との距離を確保し、マスクは常に着用する
- ・ 正しい手洗いを励行し、手指のウイルスは洗い流す
- ・ 身の回りの物を消毒する

ことにより、飛沫を吸い込まないようにすること、手指につくウイルスを減らすことが重要となります。

各職員においては、日頃から新座市の窓口等における感染防止策に努めていただいているところでありますが、現状のリスク対策が庁内で統一されていないため、統一的な窓口ルールを作成するものです。

※令和2年8月21日付けで開催された「令和2年度にいざ hito ゼミ『政策形成能力を養成する課程』～職場における新型コロナウイルス感染症予防対策研究～研究結果発表会」において、予防対策の提案をいただいております。当該研究の中で実施されたアンケート結果等を踏まえた内容としています。

## 2 実施内容

### (1) 窓口等での対応

#### ア 窓口業務

- ・ 対応時間を原則として15分以内にするよう努めること。
- ・ ビニールカーテン越しの対応を徹底すること。

#### イ 相談業務

- ・ 対応時間を原則として15分以内にするよう努めること。相談内容等により15分以内にするのが難しい場合についても、できるだけ短くするよう努めること。
- ・ 相談室等の個室で対応する際は、来庁者に同意を得ながらドア等を開放し、常時換気を行うこと。
- ・ 常時換気することが難しい場合についても、30分ごとに5分から10分程度換気を行うこと。
- ・ アクリル板を設置し、職員と来庁者は斜め向かいに座って対応すること。

(2) マスクを着用していない来庁者の対応

- ・ マスクを着用していない方が来庁した場合は、必要に応じて配布用マスクを着用するようお願いすること。配布用マスクは一定数窓口の執務室側に設置し、対応する職員が手指消毒してから来庁者にトレイ等を使用して渡すこと。
- ・ 身体的理由等によりマスクを着用できない方が来庁した場合、職員がフェイスシールド及びマスクを着用して対応し、対応が終わり次第必ず窓口の除菌を行うこと。

(3) 窓口備品等の除菌

ア 除菌タイムに窓口備品等の除菌を行うこと。そのほか、15分以上の窓口対応があった場合は、その都度対応した職員が除菌を行うこと。

**除菌タイム**

10:30/15:00を除菌タイムとし、除菌作業を行う。窓口対応中の場合は、適宜区切りのよいところで行う。除菌を行う職員は、課内での当番制とする。

イ 窓口用の筆記具は複数用意し、使用の度に除菌するよう努めること。

ウ 職員が窓口用の筆記具を使用することは禁止とし、窓口での現金、書類の受渡しはトレイ等を使用すること。

**除菌ポイント**※共有の物については、適宜手指消毒をしてから触れるよう努めてください。

- ・発券機(タッチパネル・発券ボタン)
- ・窓口(カウンター、椅子、筆記具、ビニールカーテン)
- ・執務室(机、キーボード、電話、キャビネットの扉、引き出しの取っ手、コピー機、共有パソコンのキーボード・マウス)
- ・使用した会議室、委員会室、相談室等(机、椅子、出入口ドアの取っ手)

※ トイレ、階段、エレベーター等については、清掃員が通常清掃時に併せて除菌する。職員用トイレの洗面台には、清掃員の除菌に加え、適宜除菌できるよう除菌スプレーを設置する。

(4) 来庁者に対する手指消毒実施の徹底

消毒液の設置場所

ア 本庁舎：30個

エレベータ昇降ボタン前(1F~5F) = 5個

風除室内(メイン×2、サブ) = 3個

各課窓口（1 F、2 F、3 F）＝22個（農業委員会事務局、特別定額給付金室、出納室は除く）

イ 第二庁舎：12個

玄関＝2個

エレベータ昇降ボタン前（1～5 F）＝5個

各フロアの窓口前（1 F～5 F）＝5個

### 3 その他

- (1) 消毒液等の消耗品が無くなった場合は、担当課は管財契約課に行き、補充すること。
- (2) 上記の窓口ルールについては、通知日から実施することとし、終了日については人事課から再度通知する。